総務委員会会議録

平成27年10月19日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:02

【 案 件 】

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 庁舎建設工事の経過について

(総務課)

2. 平成27年度職員採用試験の実施状況について

(人事課)

3. 任期付職員の採用について

(人事課)

4. 第2次公共施設等のあり方に関する基本方針(公共施設等総合管理計画)について

(行財政改革推進課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

平成27年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、 ご説明いたします。

まず、「平成27年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページを お願いいたします。

この資料は、平成27年9月末現在の「工事契約落札率別内訳表」でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。

左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。なお、99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。

9月末までの入札件数といたしましては86件、契約金額の総額は23億3091万7560円でありまして、その平均落札率は90.91%となっております。

次に、「平成27年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページから4ページをお願いいたします。

平成27年9月末現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、 工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格 応札者数、入札日を記載しております。

本年度は9月末までに33件の一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては、土木一式工事が16件、建築一式工事が16件、専門工事が1件となっております。

33件のうち26件が最低制限価格で応札がなされ、25件につきましてはくじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、4ページの1番下の欄に平均として記載しておりますが、88.18%となっております。

次に、「平成27年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。

これは等級区分のクロスするゾーンに適用する変動型最低制限価格方式により落札者を決定する入札でございまして、9月末までに3件実施しております。なお、落札率につきましては、

5ページの一番下の欄に平均として記載しておりますが、87.95%となっております。 以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

次に、さきに開催されました総務委員会においてご質問のありました件につきまして、業者 選考委員会で検討協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず1点目は、飯塚市建設工事業者登録における格付けにおいて、前年度と異なる業種への登録、いわゆる業種変更した場合の登録については、現行、総合点数による格付けから1ランク下げて格付けしていることについて、総合点数どおり格付けすべきではないかとの件につきましては、公平性についてランクのある工種とない工種での取り扱いにおいて確保されていないと考えられるが、これは格付けをしている工種については業者数が格付けをしていない工種と比較して大きく異なっており、例えば土木でしたら133者、建築は71者、格付けのない舗装は14者、解体は14者などでございますが、現行制度に問題はない。また、頻繁な業種変更の防止につながり、業種の専門性を高め、ひいては地元業者の保護育成に資している制度であると判断されました。

しかしながら、最下位等級業者の取り扱いについては一部不公平性があり、また県内他市の 状況をみても、業種変更をした場合は総合点数どおりに格付けしている自治体がある一方で、 最下位に格付けしている自治体もあることなども把握できております。以上のような協議を経 まして、この件につきましては、当面は現行制度を変更せずに、今後の継続検討課題といたし ました。

次に、土木一式工事及び建築一式工事で第2希望業者についてはSI等級の格付けを現行していないが、第2希望業者についても第1希望業者と同様に格付けすべきではないかとの件につきましては、第2希望業者に発注する案件については非常に少なく、格付けは必要ないとの結論に至り、今後第2希望登録業者に入札への参加資格を与える場合は、その案件について必要な総合点数を業者選考委員会にて事前に決定して対応していくことといたしました。

以上で、報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許しま す。質疑はありませんか。

○坂平委員

再確認しますが、第2希望の格付けはしないが、総合点数をもって、総合点数をそのまま生かすという考え方でよろしいですか。

○契約課長

その点数の規定につきましては、当然、業者選考委員会で決定するわけですけれども。いま質問委員が言われますように、私ども、第1希望だったら、この点数に出す案件というのを決めていますので、基本、その点数がそのままというふうな形の運営になっていくのではないかと考えております。

○坂平委員

以前までは、直近1階級下位に位置づけるという取り扱いが、点数でそのまま行くということになれば、その点数を下げた形では、みなさないという解釈でいいですか。

○契約課長

同じような答弁になって大変恐縮ですが、第2希望だからといって特別扱いはしないという ことですね。案件ごとに、我々内部で必要な点数を決定しますので、それを第1希望と同等に 取り扱うというふうなことです。

○坂平委員

それと業種変更した場合に、前回の総務委員会でもお尋ねしたわけですが、直近下位に位置

づけるということについて、検討してくれということで、すべきではないかということで、質 問をしていたんですけれど、いま執行部のほうで検討した結果、直近下位に位置づけると。地 場業者の育成とか、そういったいろんな諸事情があるかと思います。ただ、先日副市長のほう の答弁を、会議録をずっと見直した中においてね、基本的にもともと飯塚市で両方の指名願い を出していると、第1希望、第2希望、そして、それだけの資格があるものを、移行したから 直近下位に位置づけると。それはなぜかという答弁の中では、次年度の仕事の量によって、そ の業者さんが2者選択を、AにするかBにするかというような形でするのではなかろうかとい うご答弁だったと思います。省略して言いますとね。事細かく言うんじゃなくて。ただ、それ はあくまでも当初の事業計画と予算というのは、あなた方がそういう位置づけをした段階では、 業者さんはわからんわけですよね。予算が、例えば前もってわかって、外部に話が漏れている というようなことがあれば別ですよ。でも予算というのは、あくまでも申請が終わったのちに、 予算というのは上がってくるんですよね。どういった事業が出るかというのも、事業計画もそ の段階で我々も知るわけです。だから、業者さんがそれを前もって事前に把握しておくという ようなことは、あり得ないことではなかろうかと思うんです。ただ、私が先日から言っていた のは、業者さんが今年度は土木に力を入れて、飯塚市については土木に力を入れて仕事をして いきたいと。もしくは建築業に力を入れてやりたいというような考え方で、業者がその選択を することであって、その選択の資格のある者を直近下位に、新規に登録ならいいですよ。第 1希望、第2希望の両方をしているんですよ。それも実際に実績のある業者だとします。その ときに、直近下位に置く必要性はどこにあるのかなと。業者数がふえれば仕事を受注するチャ ンスが減ると、行政がチャンスを与えるために、業者数を、その資格を剝奪するというのはど うかなというふうに考えるんですけれど、委員長である副市長、どんなふうですか、そのあた りは。

○副市長

前回、最終的にそういった答弁をしておりますが、質問者のほうも品質確保ということをか なり重点に、点数ということですから、それについては一定のそういう考え方もあるでしょう ということは、私も答弁しております。確かに予算上では、金額もわからないし、当初予算が 確定する前に、業者さんはどっちでいこうかと、それはそのとおりだと思います。ただ、ご承 知のとおり、飯塚市は大型のいろんな案件というのは年次計画で、これは表に公表しておりま す。そうすると、金額は別として、今年はこういう建築のほうが非常に多いだろうとか、土木 のほうが多いだろうとかいうのは、ある程度、金額は別ですよ、ここ2、3年は、例えば建築 が多い、あるいは土木が多いということは、これはある程度ですね、想像できるであろうと。 それと私が言ったのは、それはどちらでも事業者さんの選択ですから構いませんけれども、あ るいは土木だけで長年やってこられた方、あるいは建築だけを専門にやってこられた方という 業者さんもおってあります。ですから、いつも議会のほうで言われるように、地元企業をしっ かり育成しなくてはいかんじゃないかという観点に立ちますと、私としては、うちの委員会と してはそれを最大限配慮して、自由にある程度力を持って大きいところで移動できる業者さん はまだまだ少ないだろうということで、やはり、それは、今後の検討課題で、この分は現行の ところで1つ下の格付けでいかせていただきたいというふうにいう結論を出したわけでござい ます。

○坂平委員

しつこいようですけどね、今言われる1つ下の格付けというのは、行政がそういう不公平な扱いをしていいのかというのが、私は不思議でならんのですね。資格があるのに、今まで飯塚市に指名願いを出したことのない新規に申し込みをした業者ならわかりますよ。今まで存在している企業に対して業者数がふえるということでわかります。でも、もともと市内に定着して市内で活動をしている業者さんが、業種変更、これは企業努力でそれぞれがやるわけですから、

業種がA、B、Cであっても、それぞれに努力して、その位置を確保しているわけですから、 それが第1希望、第2希望、飯塚市は今とっていると思います。これを移行しても同じ扱いを、 当然すべきではなかろうかと。今言われる答弁の中では、第1希望から第2希望のほうに逆転 現象で、第2希望であったのに、第1希望をもってきた場合に、その中で、今まで業者さんが おられた方々が受注の機会が減ってくると、チャンスが、1者ふえることで、1回減るのでは なかろうかというような答弁にしか聞こえないんですよね。行政が業者の確保、業者に対して、 そういう受注のチャンスを多く与えると、それを制限するというのはどうかなと思うんですよ ね。飯塚市内業者でなければ別ですよ。そのあたりをすぐにそれを改善というのはね、今後の 検討課題だと言われることであるならば、十分に検討をやっていただきたいと思います。ただ、 言うように、そういった単なる執行権の範疇だけの主観的な感覚で、そういう判断を下すのは どうかなと。もう少しオープンな考え方で、業者というのはあくまでも市内業者であっても、 切磋琢磨して努力をされて、受注機会をふやそうという努力はされていると思うんですよ。そ れをやっぱり公平公正に扱うべきではなかろうかというふうに考えますので、今後の課題とし て検討する余地もあるというような答弁もありますので、これ以上、前回も言っておりますの で、深く言いませんので、十分委員の方々、皆さんおられるわけですから、委員の方々の意見 も十分に委員長、聞いてください。聞いた中で、尊重して、皆さんそれぞれ各部署の部長さん おられますので、そっちのほうがより詳しいだろうと思います。だから、そのあたりの意見も 十分聞いて検討をお願いしておきます。

それともう1点ですね、この I 等級の中の S I 、これについて、資料いただいて、こう見てみますと、例えば建築であるならば、何者業者さんがおるか、わかりません。建築は71者かな、先ほど言われたのは。71者。これを均等割で、いま飯塚市は例えば、I 等級、II 等級、III等級、IV等級まであるんですかね。III等級まで。ならば、これを大体均等割でしているんじゃないんですか。均等割、I 等級が例えば20者とか、21者とか。そのあたりはどんな区分で切っているんですか。経営審査の点数で切っているんですか、それとも私が言うように、均等割で切っているんですか、そのあたりをちょっと答弁してください。

○契約課長

いま質問委員の言われます建築一式工事の格付けですが、これにつきましては、経審の総合 点数で、I 等級、I 等級を格付けしております。限られた市内の業者数でございますので、相 対的な観点が全くないということはございません。ございませんが、やはり品質の確保という 観点から、今は点数を固定させて、要綱の中でうたい込んで、I 等級、I 等級を割り振っている、そういう状況です。

○坂平委員

I等級、Ⅱ等級、Ⅲ等級、これは点数であくまでも切られているんですね。数が、例えば 80者になったから、80者を均等割とかいうことじゃなく、71者であっても、30者であっても点数で格付けをするという解釈でいいんですね。では、I等級の中にSI等級というのがありますよね。このSI等級というのは、この飯塚市競争入札参加資格基準の中で、I等級の中で、I等級の点数の1番下から100点以上のものがSI等級ということが書いてあると思います。その上位から約2分の1と、SI等級が。20者か21者、I等級がおられるだろうと思います。その中で、その2分の1という表し方をしているんですね、SI等級が。この2分の1というは何ですか。何を基準に、その2分の1になるんですか。というのは、先ほども契約課長が言われますようにね、品質管理、それを1番に重視する、やっぱり1番に考えられるというふうなご答弁があったろうと思います。ただ、I等級の中で、単に100点以上上回る者のうち、上位から2分の1と、3くても、少なくても、やっぱり2分の1という判断の仕方はおかしいのではなかろうかと思うんです。そのあたりはどんなふうですか。

○契約課長

質問委員のご指摘のとおりでございます。いま現在、飯塚市において、建築 I 等級の業者が 2 1 者おられまして、先ほどご紹介いただきましたとおりに、飯塚市競争入札参加者格付け基準におきまして、I 等級の最下位の者より総合点数が 1 0 0 点以上で、かつ、上位から半分を超えない程度ということで、ただいま規定のほうは運用いたしております。となりますと、確かにご指摘のように他の格付けが、点数で格付けをしているんですけれども、ここについては、半分にとどめるというふうな要件をつけているところでございます。これにつきましては、S I 等級発注案件がご存知のように 1 億 5 千万円を超える、いわゆる議会上程案件、こちらのほうで資格を与えておりますので、やはり、その辺もあって、この半分程度にとどめるというふうな運用になっているのではないかというふうに理解しております。

○坂平委員

今言われますように、SI等級というのは、議決案件1億5千万円以上の事業をするわけで すから、もう少しね、点数をⅠ等級の1番最下位から100点以上と、で2分の1というよう な漠然とした判断じゃなくて、点数をもう少し上げるべきじゃないんですか。これは経営審査 事項を、経営審査を受けた点数があるわけですから、ある程度高い点数でないと、品質管理、 そういったものはね、やっぱり1億5千万円というのは小さな金額ではございませんので、い ま飯塚市は大型事業がぼんぼん出ていますのでね、1億5千万円では大した金額じゃないなと いうふうに解釈されるかもしれませんけれども、一般的に言うと1億5千万円というのは大型 事業だと思うんですよ。これだけ厳しい財政の中で、今から先の飯塚市の発注から言いますと、 だからこの点数はね、言うように、明確に何点以上というような形で、今は1番下位から 100点ということだけど、150かね、200ぐらいまで上げても、業者数の確保をしなき やいかんということじゃないと思うんですよね。だから、事業計画とこの業者数の確保という のは比例した形で、運用もしていかなければいかんだろうと思いますけど、そのあたりを、も う1度、選考委員会の中で、副市長、検討して、これだけ議決案件になるような事業でござい ますので、点数をしっかりと上げて品質管理ができる業者さん、こういったものをね、やっぱ り育てていく、そしてまた、その点数を上げれば、それだけの事業をしたいという業者さんが おるならば、経営審査事項点数を努力して上げてこられるだろうと思うんですよ。これが技術 の向上にもなるし、品質の管理向上もね、上がってくるんじゃなかろうかと思いますので、そ のあたりしっかり、まだ今から時間があると思いますので、再度検討をやってください。お願 いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。共産党の川上直喜です。いま格付けについての質疑答弁が、前回に続いて行われたわけですけれども、私自身は本市の格付制度については、さらに零細業者、力の弱いところを助けていくというような方向での改善は必要だと思っておりますけれども、現状のところですね、矛盾があろうと思いますけれども、基本的に有効に作用していると思います。それで、特に急いでこの格付けのありようについてですね、改めなければならないという事情はないのではないかと思っております。そこで、この格付制度の意義等について、どういうものであるかについて、きちんと認識が一致していないと、小手先のことにおぼれてしまう危険があるので、お尋ねします。その格付けの意義についてですね、どのように押さえられておるのか、答弁を求めます。

○契約課長

格付けにつきましては、市内で建設工事指名願いを受け付けておるわけでございますが、先ほどもちょっとご案内いたしましたように、格付けを行っております、建築71者、土木も100を超える業者さんがおられます。管水道につきましても30を超える業者さんおられま

す、電気についても30を超えておられます。業者数の多い分野につきましては、当然、いま質問委員の言われるように、非常に強いところがおられましたら、やはりそれほど大きくない規模の業者さんもおられますので、これをすべて均一の案件の中に同様に参加をしていただいて入札をするというのはいかがなものかという観点もございますので、それぞれ金額を決めさせていただいて、格付けをし、その金額に応じて入札に参加をしていただき、受注機会の可能性を高めると言いますか、そのような配慮ということで、格付けをさせていただいております。〇川上委員

これまで、先ほど言いましたけども、それは矛盾を持っている面もあったかもしれないけども、かなり有効に作用してきていると思うんだけど、その具体的にですね、矛盾のほうですね、1ランク下げということで、公共事業に、あるいは調達に問題が生じたというようなことが具体的にありますか。

○契約課長

それについては、今の運用においては、それがあったから、完全に入札が全く執行できなかったというふうな事態は、発生はいたしておりません。

○川上委員

わかりました。私は、前回の審査で物品調達について、パソコンの発注の例を挙げてですね、この分野でも市の発注においては分離分割の原則を貫くべきだということを申しました。それによってですね、地元業者を育成すると、大事にすると、ひいてはまちそのものを大事にするということですから、その主張をしたわけですけれども、この入札制度についてはですね、いま全国的にも、また本市においても、検討すべき課題が幾つかあると思います。その1つは、総合評価方式、2つは、品質確保につながるんですけれども、地元業者の育成にもつながります。この低価格の入札問題、さらに入札の不成立、さらに1者入札の現状をどう見るのかというテーマがあろうと思います。それで、きょう先ほど説明がありました、本年度の入札状況、これについて状況は、ご説明があったとおりなんでしょうけれども、これをどう見るのかという、特長をどう見るかということをですね、お尋ねをしたいと思います。

○契約課長

先ほど資料に基づきまして私のほうで説明をさせていただきました。落札率等の資料も各委員の方に配付させていただいておるわけでございますが、先ほど委員がおっしゃいましたように、高落札率等を招いた原因としましては、どうしてもやはり年度の中で発注量が集中すれば、限られた業者数でございます、だんだんだんだん落除きにより、業者数が減っていきまして、なかなか競争性の確保というのは厳しくなりますので、このような結果になったのではないかというふうには考えております。

○川上委員

この資料の1ページ目を見ますと、落札率が80%以上90%未満が38件で、そして90%以上95%未満が同じく、これはたまたまでしょうけれども38件と。そして99.6%以上100%を含むのでしょうけれども、これが5件となっているんですね。それで、私は80%以上90%未満の中に、相当数、最低制限価格入札によるくじ引き、ここ数年来続いていると思うんですけれども、それから、ここには表れていない入札中止事例、それから、いま申しました5件ですね、99%以上について、資料の提出を求めたいと思います。委員長において、取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねをいたします。ただいま、川上委員のほうから要求があっております資料は、 提出できますか。

○契約課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま、川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:28

委員会を再開いたします。

再度、お諮りいたします。ただいま、川上委員から要求がありました資料については、要求 することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されておりますので、事務局に配付させます。

(配付)

それでは川上委員の質疑を許します。

○川上委員

最低制限価格による入札、くじ引きというのは何件になりますか。

○契約課長

今お手元に資料を配付させていただきました。26件の応札なんですが、このうちの25件がくじ引きによって決定しております。

○川上委員

市としては、発注者としては、どうしてこういう状態になっておると考えられていますか。

○契約課長

先ほども申しましたように、やはり、一定の業者数が確保されておれば、案件の中で受注意 欲等もございまして、ご存じのとおり、うちのほうは予定価格と最低制限価格を事前公表させ ていただいておりますので、どうしてもこの最低制限価格に集中されるのではないかというふ うに考えております。

○川上委員

制度として、ルール違反しているわけではないんでしょうけれども、最低制限価格に集中し、 オール最低制限価格という応札もありますね。それでくじ引きと。この状態について、適切な 状態なのかと思うんですよね。それについてはどのように考えられていますか。

○契約課長

やはり、質問委員言われますように、確かにこの全者が最低制限価格に応札をされて、くじ引きをされると。今言いましたように事前に公表しておりますので、当然、いま工事内訳書を事前に提出を求めておりますので、積算の結果で来ていただいているとは思うのですが、やはり受注をしたいという意味から、どうしてもこうやって最低制限価格に集中するんだと思います。競争性については確保されているだろうと、この結果についてはですね。というふうに思いますけれども、すべての案件がこのくじ引きでいかがなものかという議論が一方ではあるのは確かでございます。

○川上委員

私は、この予定価格が適切なのかという心配もしているんですよね。したがって、この制限 価格そのものがどうかということになりますけれども、この予定価格はどのように算出してお るのか、お尋ねします。

○契約課長

工事案件につきましては、都市建設部のほうから設計があがってくるわけでございますが、

その設計を基本にして予定価格は設定させていただいております。

○川上委員

そのもとにしてというところなんですけれども、その案件によって違いがあるかと思うけれども、基づいてというところを、もう少し。

○契約課長

失礼しました。案件ごとに設計があがってきますが、それを予定価格にさせていただいております。

○川上委員

それではですね、今申しておりました最低制限価格、これはどのように算出するんですか。

○契約課長

これは、一定のモデルがありまして、そのモデルによって、それぞれの案件ごとに算出をさせていただいております。

○川上委員

それは、どこで算出するんですか。そして、そのモデルとはどういうものですか。

○契約課長

これは全国の自治体もそれを基礎にしていますが、中央公契連モデルというのがありまして、 設計の中で大きく分けまして、直工費等の4項目がございますが、そこに率を掛けて出すんで すけれども、一応細かいところは非公開になっておりますので、ただ、基本それをモデルにし、 契約課の内部で決定いたしております。あとは決裁権者が当然金額によって違いますので、決 裁権者のほうに最終的に判断をしていただいて設定しております。

○川上委員

この最低制限価格の意義、どうしてこういうものをつくるのか。また、なぜ公表するのか。 先ほど公表については少しありましたけれども、意義について、お尋ねをします。

○契約課長

これにつきましては、やはり仕事のない時期に、非常に低価格で入札をするというような、いわゆるダンピングですね、そういったものも各地で見られておりました。この最低制限をひきましたら、そういった部分については、防止ができるのではないかというふうに考えております。

○川上委員

じゃあ、ダンピングはなぜ悪いかという話になっていくんでしょうけれど、その品質確保とともに、労働者の労働単価を確保するとかいうことも当然入っていると思うんですよね。適切に受注業者の利益を図ると。適切にということだと思うんだけれど。必ず最低制限価格で入札しなければならないという理由はもともとないんですよね。ところが、26分の25まで、ここに集中し、そしてくじ引きで受注しているということになると、最低制限価格より1円下はアウトでしょう。1円の世界で、品質確保だとか、労働者の労働単価確保という分かれ方をするわけですよね。その1番低いレベルで、このような形で、かなりの比重で、くじ引きということになってくるとですね、今言った2つの点、品質の確保と労働単価のことなどに支障が生じていないか、私は心配するんですけれど、市のほうはそういった観点で、とらえたことはありますか。

○契約課長

先ほどもご案内いたしましたように、契約課のほうで事前公表する予定価格と最低制限価格は定めております。質問委員ご指摘のように、ここ数年、最低制限価格よるくじ引きというのは、かなり多い件数がございます。その中で私どもも窓口のほうで業者さんとなるべくいろんな情報収集に努めておるところでございますが、品質の管理という部分からいえば、最終的に完了報告が回ってくる中で、点数が、例えば著しく低かった工事等は見当たっておりません。

窓口のほうでは、今回の施工は非常に厳しかったよというふうな声はあっておりません。最近では土木業者さんからもよかったよという話、よかったよというような表現はいかがなものかと思いますが、積算が厳しくて全然儲けがないよというような声も、今のところは聞いておりませんので、これについては、今は問題はないのではないかというふうに考えています。ただ、ご指摘のように従業員の方までの適切な収入云々ということまでは、すみませんがチェックができていないのが現状でございます。

○川上委員

最近ではですね、9月15日に鎮西地区の小中一貫の造成工事の入札があっているんですよね。そこでは、この最低制限価格の入札、くじ引きということがあったと思いますけれど、どういう状況なっているか。

○契約課長

この工事は、鎮西地区の小中一貫校建設に伴います造成工事なんですけれども、1 工区から 3 工区に分けて発注をしました。 I 等級の業者さんが応札をされましたが、応札者は1 7 者が 1 件目は全者が最低制限でくじ、落除きになりましたので2 件目は1 6 者、3 件目も落除きによりまして1 5 者すべてが最低制限価格で応札され、くじ引きで落札者を決定したものでございます。

○川上委員

造成工事ということですので、もう工事に入っていると思いますが、やっぱり、先ほどいったような観点からですね、発注者として工事が適正に行われておるかどうかとか、労働者の単価のこととか、関心を持っていく必要があると思うんです。

先ほど説明がありました資料の中で、変動型最低制限価格方式による入札実施状況があります。5ページと書いてありますね。3件あるんですけれども、1番については、応札6に対し失格が2です。こういうふうに、あわせて23者が失格となっているんですね。この状態については、どのようにお考えですか。

○契約課長

変動型最低制限価格は委員ご存知のように、業者さんが入れていった札に基づきまして最低制限価格をその場で設定いたします。ですので、一定業者さんの札の平均をとって最低制限価格を決定し、その発表したのちに、その最低制限価格に1番近い、その最低制限価格を上回った業者さんが落差者になるわけですが、低い金額を入れてこられた方は、平均で決定しますので、当然これを下回るわけですね。ちょっと表現が、内部でもいろいろ検討したところ、失格というのがいかがなものかと思うんですが、一応そういうふうに位置づけておりますので、その場で決定した最低制限価格よりも低い札を入れた方につきましては、失格というふうな表現をさせていただいているところです。

○川上委員

これは全国的に最低制限価格事前公表ということとの関係で、この変動型というのが工夫されてきたと思うんですけども、本市ではこれは有効に機能しておると判断されていますか。

○契約課長

落札率だけに着目するのもいかがなものかと思うんですが、この制度が導入された当初はですね、やはり業者さんは受注を目指して、かなり低い金額で入れてこられていました。落札率が70%という案件もありました。ただ、この制度を導入しまして5年目になるんですけれども、失礼な言い方ですが、皆さん大体制度のほうも熟知していただきまして、やはりきちっと積算をされて札を持って来られますので、なおかつこの落札率も、この資料にありますように平均落札率が87.95%と、一般競争入札とあまり変わらないぐらいなってきております。ですので、今は機能しているのではないかというふうに考えております。

○川上委員

私は、キーポイントになるのは、内訳書だと思うんですよね、工事内訳書。かつて本市はこれを義務的には認めないという状況があったと思うんですけれども、いま改善がされているというふうに、その途上であるというふうに言っていいかと思います。そこでですね、穂波東中、楽市小学校、平恒小学校の小中一貫校の工事現場で事故があったと思います。どういう事故か承知されていますか。

○委員長

川上委員にお尋ねします。これは入札制度と関係ありますか。

○川上委員

品質確保という観点からね、その低価格入札による弊害が出ていないかという心配があるわけですよね。そこで今の質問をしたわけです。

○建築課長

穂波東小中一貫校の事故の件ですけれども、ちょっと詳しい資料を持ってきておりませんけれども、ことしの7月31日に、1階の庇部分の打設時に、庇の一部が崩落したものでございます。

○川上委員

そういう事故は、本市の発注、公共工事で時々あるんですか。

○建築課長

過去に一部その型枠がばれたとかいうのはありますが、今回は少し規模が、今までよりも大きかったということが言えます。

○川上委員

それによって、亡くなった方とか、怪我をした方とかいうのはないですか。

○建築課長

今回、事故は起こりましたけれども、怪我人は一切ございませんでした。

○川上委員

工事の進行に、影響はどういうものがありましたか。

○委員長

川上委員にお尋ねします。入札制度にかかわって質問をお願いしたいと思います。今の質問、 入札制度にかかわりありますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:47

再 開 10:47

委員会を再開いたします。

○建築課長

今回の事故によりですね、原因追求とそれから崩壊した部分がほかの部分に、コンクリートとか鉄筋に影響がないかということを調査してですね、改修をやっていくわけですけれども、全体的な工期としては、工期どおりに竣工ができるというふうに考えております。

○川上委員

設計それから現場管理は、どこの業者がしていますか。

○建築課長

工事の管理は日総研でございます。施工者は春田建設、大和工業、ログファームのJVでございます。

○川上委員

設計について入札がどのように行われたか。入札結果がどうだったか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:49

再 開 11:00

委員会を再開いたします。

○契約課長

大変失礼しました。お時間とらせて申しわけございません。ご質問の設計業務ですけども、これにつきましては、指名競争入札で10者が参加されまして、結果、最低制限価格で株式会社日総研九州事務所が落札しております。10者指名し、最低制限価格で応札が4者、くじの結果、日総研が落札しております。

○川上委員

わかりました。いま日総研は、民事再生の手続きに入っていると聞いておりますけども、間 違いないですか。

○契約課長

間違いございません。

○川上委員

春田建設をトップとするジョイントベンチャーで工事をやられておると、落札率は100% ということなんですけれども、現状、現場の工事監理については、どのように行われているか、 わかりますか。

○建築課長

工事監理は日総研が行っております。

○川上委員

最低制限価格で落札したから、直ちに品質管理がおぼつかないというふうに言うつもりはありませんけれども、そういう場合、それ自身がどうかということもあるんだけども、そういう入札、落札をした場合ですね、先ほど1円と言いましたけど、ぎりぎりのところにある受注業者ということになるので、先ほど言いました2つの点についてですね、市として重大に関心を払っていく必要があるのではないかと思います。

続いてですね、落札率が、先ほどの説明で90%から95%未満、35件あるんですけれども、応札者の総数は幾つになりますか。

○委員長

川上委員、それは合計がほしいんですか、応札の。

○川上委員

質問をやり直します。90%以上95%未満についてはですね、一定数の応札者があるんですよね。ところが、一方で、99.6%以上のうち幾つかについてはですね、応札者数が非常に少ない。これは資料を出してもらいましたね。その中に飯塚小学校(その4)、菰田小(その3)、鯰田小(その4)というのがあります。5月19日にですね、いずれも入札が行われたり、入札中止になったりしているんですけれども、これらの工事はどういう工事なのか、当日入札はどのように行われたのか、お尋ねします。

○契約課長

ご質問の案件でございますが、これにつきましては、小中大規模改造工事でございまして、耐震等老朽化した校舎の一部変更等の工事でございます。今ご指摘のとおり、この大規模改造関係につきましては、当初5月19日に入札を予定いたしておったものでございます。当日、この資料にはないんですけども、II等級を対象に出した仕事につきましては、5者が応札されて、最低制限のくじ引きになっております。ご指摘の業者数が非常に少ない案件、この3案件についてご報告させていただきたいと思います。

まず、5月19日に飯塚小学校大規模改造(その4)工事、こちらが予定価格1億 1612万2千円、次に、鯰田小学校大規模改造(その4)工事、こちらが予定価格

9350万5千円、3案件目が、菰田小学校大規模(その3)工事、予定価格が7795万 9千円、この3案件を入札予定で、一般競争入札を公募いたしました。公募いたしました時点 で、これはすべて建築一式工事の I 等級の対象発注案件になるわけですが、 5 者応札見込みが ございましたので、3案件、入札が成立する見込みで、発注をさせていただいたところでござ いますが、現実的には、この3案件に応札された業者は協同建設さんと三協増改築センターさ ん、この2者でございました。この2者が応札をされたわけですけども、金額の大きい案件か ら入札を行いますが、まず1件目、飯塚小学校大規模改造(その4)工事につきましては、協 同建設さんが入札前に辞退をされましたので、三協増改築センター1者で入札をし、こちらが 落札をされております。 2 案件目の鯰田小学校大規模改造工事なんですが、こちらも先ほどご 案内しましたように、協同建設さんと三協増改築センターが入札に申し込みをされておりまし たが、三協増改築センターさんは落除き、協同建設さんは事前に辞退されましたので、この案 件については入札中止となっております。次に、3案件目の菰田小学校大規模改造(その3) 工事ですが、こちらにつきましては、協同建設さんと三協増改築センターが申し込みをされて おりましたが、三協増改築センターさんが落除きになりましたので、協同建設さんが落札され ております。なお、鯰田小学校につきましては、先ほどご案内しましたように、入札者がまっ たくおられない状況になりましたので、こちらにつきましては、第2希望まで枠を広げ、再度 公告をした結果、株式会社サカヒラさんと、株式会社修成工業さんが入札申し込みをされまし たけども、修成工業さんが辞退されまして、株式会社サカヒラさんが落札をされております。

○川上委員

市の入札結果について、ホームページで見るとですね、入札(見積)時間という欄があるんですけども、例えば午後1時55分とか、これは何の数字ですか。

○契約課長

工事の入札につきましては、毎週火曜日の1時15分から、案件ごとに入札をしておりまして、入札につきましては、事前に何月何日の何時から、どこでというふうに告示をするようになっておりますので、その時間を我々も励行し、入札を執行いたしております。

○川上委員

例えば、三協増改築センターが99.86%で飯塚小学校大規模改造(その4)を落札した んだけれども、その時刻を書いているんですか、この入札(見積)時間、午後1時55分とい うのは。これは何の時刻ですか。

○契約課長

先ほどもご案内しましたように、一般競争入札とは、入札時刻を明示して公告を行っておりますので、その時刻でございます。

○川上委員

これは、決定した時刻なのか、今から札を入れますというふうに言った時刻なのか、どちらでしょう。決定した時刻ですか。

○契約課長

「ただいまから入札を執行いたします」というふうに、執行官が宣告した時間でございます。 〇川上委員

そうするとですね、飯塚小学校大規模改造(その4)が1時55分に宣告と言われました。されて、入札に至ったもので言えば、次は菰田小学校大規模改造(その3)工事が、2時20分に宣告されているんですね、25分後ということになりますけれども。この協同建設は、菰田小学校ですけれども、100%で落札ということになっているんですよ。この1者入札ということで99.86%だとか、100%の落札率になっているわけですね。これについては、発注者として市はどういうふうにお考えですか。

○契約課長

先ほど委員会の冒頭でも申しましたように、やはりですね、委員ご指摘のように、最低制限で、全てがくじ、これがいかがなものかという議論もあろうと思います。ただし、やはり建築は非常に昨年度から発注量が多ございまして、手持ち等によりまして、入札参加可能な業者さんも少ないし、かつ、県等の他の事業等も発注されておりまして、それによってなかなか人的配置もままならない業者さんもおられるというふうに聞き及んでおります。片や、最低制限でくじ引きが多い一方で、このような高落札率というのは、そういうのはなかなかいかがなものかという部分もございますが、今のうちの登録業者さんの状況では、なかなか厳しいものもあるのかなというふうに考えております。

○川上委員

この日ですね、応札する人がなかったということで、鯰田小学校大規模改造(その4)工事が入札中止になっておりますけれども、これはどういう工事ですか。

○建築課長

工事の内容としましては、通常の大規模改造と同じでございまして、ただ、ここの建物については耐震改修はないということでございます。他の大規模改造との内容の相違はさほどありませんが、屋上にちょっと1部プールがありまして、プールの補修とか、そういったものが、この鯰田小学校の大規模改造にはございました。

○川上委員

契約金額が1億を超すという工事なんだけども、この日の入札状況をお尋ねします。

○契約課長

この日の入札状況につきましては、一般競争入札公告後、株式会社サカヒラ及び株式会社修成工業から入札申し込みがございましたが、前日までに修成工業が辞退されましたので、株式会社サカヒラ1者による入札を執行いたしております。

○川上委員

先ほどの、東中学校、楽市平恒の小中一貫については、建築で100%の落札率でしたね。 春田建設がトップですけれども、このときは6者応札の予定が、1者が落除き、2者が辞退、 3者で争ったということなんだけれども100%と、珍しいですね。今回このように99. 86%、それから100%、そしてさらに追いかけるようにして100%なんですよ。今言われたような答弁でしょうけれども、ここのところにですね、私が最初に申し上げました、全国的にもそうですけれども、本市の低価格入札の問題、それから最低制限価格への集中、また、1者入札、こうしたところが全国と同じように、本市でもいま集中的にあらわれつつあるのではないかと思います。課長が最初に説明された1ページ、そのように見てみるとですね、現行の本市の入札のルールの精神に基づいてね、さらに厳格に運営していかなければならないのではないかと。安易にこれを変えればいいということでもないのではないかというふうに思っています。以上で、私の質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

指定管理者制度、これ入札案件とは全く違うと思いますけど、私のほうがなぜこれを質問するかというのは、この指定管理者制度、これを入札に変えたらどうかなというふうに思うわけですよね。なぜかと言いますと、新しい施設を初めてするときには、市のほうがそういう要領がわからないというようなことがありましょうけど、1回、指定管理者に出せば、5年間やるわけですから、5年間の間に市のほうがそのノウハウを把握すると、把握した案件を全部条件等を並べて入札にすれば、いろんな諸問題が発生しないのではなかろうかというふうに思うんですけどね。そのあたりはどんなふうですか。

○副市長

私が答弁するのもいかがかと思いますけど、指定管理者制度と入札制度、これは全く別問題でございますので、指定管理者制度の本来の目的、指定管理者制度が百点満点の制度かというと、いろいろ欠点もあるということは承知をしております。ただ指定管理者制度そのものというのは、民間のノウハウで、住民の方が受けるサービスが向上するというのが、効率的な運営ということが1番の目的ですので、それに、最近では経費も市が直営でするよりも、少しでも安くなればということで、これは付随的なものでございますので、単価が一番上にくるというのは、この指定管理者制度そのものとは全く相入れない性格だろうというふうに思っておりますので、これを入札制度に持っていくというのは、今のところ正直考えておりません。

○坂平委員

同じことになると思いますけどね、初めてその施設を指定管理者で出すときには、市のほう もノウハウはないと思うんですよ。でも5年間ね、それを指定管理者で出したときに、いろん な要件、そういったものが全部市の担当のほうで把握できるのではなかろうかと思うわけです ね。今の段階で、指定管理者で出しているところについては、全く市がもう関知していないと、 もう任せたら任せっ放しだというのが、現状じゃなかろうかと思うわけですよ。そうすれば、 いつまでたっても市のほうでは中身がわからないから、これはもう絶対的に指定管理者で出さ ないといけないと。また、指定管理業者のほうから、いろんなことを言われてもわからないか らお任せしますという回答しかなかろうと思うんですよ。だから、そのあたりをね、少し掘り 下げて考えていただいてね、5年間の間に市のほうでそれを十分、その内容を把握した中で、 やり方を変えていくという方法も1つの方法だろうと思うんです。だから、入札制度になれば、 金額だけでいくと言われてますけど、指定管理者制度の選定をするときにも、金額も点数の中 で入ってるわけですよね。あとは指定管理をする要件、これが全部提案型で出てくることであ って、逆に市のほうからそういう提案型を出して、金額だけを、この条件でできる金額は幾ら ですかというやり方もあると思うんです。逆の発想ですね。だから、それにはやっぱり指定管 理者をさせて、5年間という実績があるわけですから、5年間の間に市のほうがそういうノウ ハウをしっかりと会得するという考え方でね、考えていく方法もあるんじゃなかろうかという ふうに思いますので、今言ったから、今すぐどうこうではないと思いますけどね。今から新た に指定管理者で継続してずっと出てくると思いますので、そういったことは、今は指定管理者 制度で出しているところはかなり多いと思いますよ。そういったところも十分検討していただ けませんか。お願いしておきます。

○委員長

入札制度というご提案ですが、本委員会では、指定管理者制度についても今後検討が必要であると思いますので、本日は特別付託の中で言う提案にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:22

再 開 11:23

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定をいたしました。

「庁舎建設工事の経過について」報告を求めます。

○総務課長

「庁舎建設工事の経過について」ご報告いたします。

庁舎建設工事につきましては、9月議会で変更契約の議決を受けました杭工事を10月6日 に終了し、現在掘削工事を行っております。

今回の変更契約につきましては、既にホームページに掲載し、説明を行うとともに、広報いいづか11月号に掲載することにしております。

なお、全体の工期につきましては、お配りしております資料「工事スケジュール」の上段の 全体工事のスケジュールで、各工事、白地に黒文字で書いております工事の期間を、色つきの 地に白抜きの文字でしております工事の期間に変更しておりますけども、当初の計画どおり平 成29年2月末の竣工とするスケジュールに変更はございません。

また、11月下旬に免震装置の設置が行われる予定ですが、それに合わせ、市民向け現場見学会を行うことにしております。こちらも、広報いいづか11月号に掲載しまして、参加募集することにしております。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

11月下旬に免震装置の設置見学会ということなんですけど、日程は決まっているんですか。 ○総務課長

11月の27、28日で考えております。

○川上委員

このところ基礎工事に偽装あったということで、民間のマンション開発関係が大変なことになっておりますけども、本市では工事変更、変更契約を既にしたということなんですけれども、基礎工事にあたり不具合が出ました。委員会でも審査したところですけれども、この民間の今回の事案との関係でですね、新庁舎建設にあたり、あるいはこれから学校等もあるんだけれども、何か市として検討したことがありますか。

○建築課長

この件について検討はしておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「平成27年度職員採用試験の実施状況について」報告を求めます。

○人事課長

平成27年度の職員採用試験の現在の実施状況についてご報告させていただきます。

本年度の採用試験につきましては、申し込みの受け付けを、8月17日から9月15日まで行い、第1次試験を昨日の18日に実施をしたところでございます。提出いたしております資料をご覧いただきたいと思います。

本年度の採用職種につきましては、8月の当委員会におきましてご報告いたしておりました とおり、行政事務が上級、初級及び身体障がい者対象枠、それに、建築、保育士をあわせまし て全体で5種類の試験区分となっております。

申込者数の状況でございますが、表の真ん中に記載しておりますとおり、全体で10234の応募があったところでございます。このうち昨日の第1次試験の受験者数は、区分ごとに上のほうから、行政事務の上級が4484、初級が1554、身体障がい者対象が64、建築が144、保育士5348となっております。

全区分の合計採用予定者数27名程度に対しまして、全体では673名の受験者となっておりまして、受験率といたしましては、全体で65.8%となっております。

なお、昨年の申し込み等の状況でございますが、全体で申込者数は910名、第1次試験の受験者は610名でございまして、受験率としては67%でございましたので、申込者数は100名程ふえておりますが、受験率については、昨年より若干でございますが、下回ったところでございます。

今後の予定でございますが、第1次試験の合格発表を11月6日、金曜日に行うことといた しております。その者を対象といたしまして11月下旬から12月上旬にかけまして第2次試 験を実施し、最終合格者の発表は12月下旬頃を予定しているところでございます。

なお、前回9月15日の当委員会で、身体障がい者を対象とした本年10月1日付け採用の職員試験につきまして、合格者2名を発表し、本人に通知したということで報告いたしておりましたが、そのうちの1名が9月下旬に採用辞退の申し出をいたしましたので、10月1日付けの採用は1名のみとなっております。

障害者雇用の法定雇用率につきましては、1名のみでも達成することができておりますけれども、来年度の見込み職員数に行政事務職員1名の不足が生じることとなりますので、これにつきましては、今回実施しております採用試験の中で、現在程度としております行政事務職の採用枠の調整を含めまして、試験委員会の中でご協議いただくことといたしております。

以上、簡単でございますが、「平成27年度職員採用試験の実施状況について」報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「任期付職員の採用について」報告を求めます。

○人事課長

任期付職員の採用につきまして、その概要をご報告させていただきます。

お配りしております資料をご覧いただきたいと思います。任期付職員制度につきましては、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づきまして、本格的な業務に従事する臨時・非常勤等の職員を複数年にわたり任期を設定して任用することが可能な制度でございまして、本市におきましては、平成20年度に「飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を制定したところであります。

今回、この制度を活用いたしまして、2のところの概要に示しておりますとおり「保育士」と「生活保護ケースワーカー」の職種につきまして、任期を定めて採用することで、業務量・人員の変動に対応するとともに、行政サービスの低下を招くことなく業務を遂行するため、来年の4月より任期付職員の採用を行おうとするものでございます。これらの職種につきましては、任期付職員として他市においても多く採用されている職種でございます。

まず、「保育士」につきまして、任期付職員を採用する理由でございますが、飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画に基づきまして、幸袋こども園の民営化が予定されており、これに伴う配置職員数の変動に対応する必要があること。また、平成22年度より毎年保育士の採用を行っていることから、年齢構成に偏りが生じておりまして、年齢構成の平準化を行うため、正規職員の採用を一定数控える必要があることが主な理由でございます。

次に、任用根拠といたしましては、保育士につきましては、正規職員と同等の業務を遂行してもらうということで、「飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例」第3条に基づく、フルタイム勤務での採用を考えているところでございます。

次に、「生活保護ケースワーカー」につきましては、生活保護世帯数の増減に対応するため

に、正規職員が不足する分につきまして、現在、非常勤嘱託職員を採用し業務を行っていると ころでございますが、資格要件等の問題もございまして人材の確保が難しくなっている状況が ございます。

こうしたことから、現在の非常勤嘱託職員の採用から、同条例第4条に基づく、短時間勤務での任期付職員の採用に改めることで、待遇面の改善を図り、人材を確保しようとするものでございます。いずれの職種も、任期につきましては3年としております。

資格要件としましては、「保育士」については「保育士資格及び幼稚園教諭免許」、「生活保護ケースワーカー」につきましては、「社会福祉士又は社会福祉主事」といたしておりまして、採用方法につきましては、「飯塚市職員採用及び昇任に関する試験並びに選考規則」の規定に基づき、採用試験を実施する予定でございます。

募集人数につきましては、「保育士」が平成28年度の配置定数を充足する11名程度、「生活保護ケースワーカー」につきましては、平成28年度の非常勤嘱託職員の配置予定数の10名程度ということで予定をいたしておるところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、11月中旬頃に採用試験の公告を行いまして、 1月中旬に試験を実施し、2月上旬に合格発表を行い、来年4月1日の採用を予定していると ころでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針(公共施設等総合管理計画)について」報告を求めます。

○行財政改革推進課長

表題にあります「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針(公共施設等総合管理計画) について」、案を策定いたしましたので、その概要について報告させていただきます。

この公共施設等総合管理計画につきましては、8月3日の総務委員会において、本市の公共 建築物の状況、類似団体と比較して市民1人当たり約1.8倍も多く公共施設を所有している こと、また本年6月に実施いたしました市民を対象とした公共施設の利用状況、今後人口が減 少する中で、どのように維持すべきか、また立地場所はどのように考えているかといった内容 のアンケート結果について報告をさせていただいておりましたが、今回この方針の全体の案を 作成しましたので、その内容について、ご説明させていただきます。

まず、名称につきましては、8月3日の段階では、総務省からの要請があっておりました公 共施設等総合管理計画といたしておりましたが、総務省は計画の名称については、特定するも のではないということでございますので、本市が今まで取り組んできました「公共施設等のあ り方に関する基本方針」という名称に変更いたしております。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。1.背景と目的としましては、①では本市が今まで取り組んできました公共施設のあり方に関する計画の実施状況からの必要性、②では国からの要請があった背景に基づく必要性について整理いたしております。なお、本市が取り組んでまいりました公共施設のあり方に関する実施計画の状況につきましては、別紙A3で配付いたしておりますので、後ほどご参照お願いいたします。

4ページをお願いいたします。 2. ではこの計画の位置づけを整理いたしております。 4ページの図にありますように、総合計画および第2次行財政改革大綱を上位計画として位置づけるとともに、総務省から要請されました「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠するものとしております。

本文には記載しておりませんが、この総合管理計画を策定することで、老朽化した公共施設の除却費や公共施設を統廃合するために必要な改築、改修費の財源として有利な地方債を活用できるなど財源的なメリットもあることからも、国の指針に準拠しているものでございます。

この基本方針に基づきまして、施設ごとの個別計画、アクションプランにつきましては、平成28年度中に策定することとしております。

6ページにつきまして人口構造、7ページから10ページにつきましては、財政の状況となりますので、これにつきましては前回ご説明させていただいておりましたので、内容等の変更もございませんので、省略いたします。

11ページをお願いいたします。11ページは対象施設の一覧、12ページは公共建築物の保有状況、13ページは公共施設の保有状況を類似団体と比較したものです。先ほどもご説明いたしましたが、約1.8倍の保有状況となっております。

14ページは今後30年間のコストシュミレーションとなっています。内容については前回 説明いたしておりますので、省略させていただきます。

16ページをお願いいたします。ここでは、公共インフラの現状について記載しております。まず道路でございますが、自治総合センターの「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書」による更新単価から、今後30年間で必要となる更新費用は629億円、年平均21億円となる資産となっております。橋梁でございますが、30年間で必要となる更新費用は143億円で、年間平均4.8億円となっております。

17ページをお願いいたします。上水道は、送水管、配水管等の更新費用として30年間で370億円、年平均12.3億円となっております。管以外の施設等の更新費用として30年間で223億円、年平均7.4億円となっています。

19ページをお願いいたします。下水道の管については、更新費用として30年間で189億円、年平均6.3億円、処理場、ポンプ場、管渠の建設費として飯塚市汚水処理構想では、今後20年間で192億円、年平均で9.6億円の費用を見込んでおります。

20ページをお願いいたします。公園につきましては、公園長寿命化計画による試算でございますが、30年間で9億円、年平均0.3億円となっています。

農業施設につきましては、平成22年度から平成26年度までの維持費用は年平均1.2億円となっており、30年間で36億円という試算をいたしております。

21ページ以降は、前回ご説明させていただきました調査となります。

22ページから35ページまでは、施設ごとの利用状況と市内12地区の方が、どこのどのような公共施設を利用しているかといったことを調査いたしております。

36ページは、今後公共施設を維持するための方策についてお聞きした結果で、70%以上の方が利用の少ない施設、老朽化した施設は統廃合、複合化したほうが良いとの結果となっております

37、38ページは公共施設の設置場所についての調査結果でございます。内容については、 前回との変更はございませんでしたので、詳細な内容については省略させていただきます。

3 9ページをお願いいたします。第4章は施設の運営状況となります。今回は施設ごとの利用状況および稼働状況について整理いたしております。現在、各施設の運営経費についても調査をいたしておりますので、それができれば、利用者1人当たりのコストについてもお出ししていきたいと考えております。

次に1. ですが、大変申しわけございませんが、行政系施設といたしておりますが、市民施設の間違いでございます。訂正させていただきます。

2.00(1) 屋内運動施設の利用状況です。4.0ページは稼働状況です。赤は稼働率が高く、青は低い施設となります。アリーナについては稼働率が高くなっていますが、会議室の稼働率は低いとの結果となっています。

42ページまではスポーツ施設の状況となっております。43ページは学校、44ページは保育所、児童センターの利用状況、45ページは子育て支援施設の状況です。街なか子育てひろばの利用が多く、保育所内に併設しております飯塚・筑穂子育て支援センターは利用が少ない状況となっております。その下はコスモスコモンとなっております。一番下の表の稼動状況は、他の施設と稼動区分が違っておりますので、午前、午後、夜間の平均稼働率のみとなっております。46ページは公民館、生涯学習施設になっております。47、48ページをお願いします。大ホール、大研修室の稼働率は高いものの、図書室や調理室の稼働率は低くなっております。和室の稼働率は公民館ごとで大きく異なっているところでございます。

49ページは図書館、保健福祉施設となっております。なお、隣保館人権センターで行なう 隣保事業については社会福祉法で位置づけられておりますので、保健福祉施設として整理いたしております。51、52ページは産業系施設、53ページは排水処理施設、その他施設の利用状況ということになっております。

55ページをお願いいたします。7月から8月にかけまして、主要な施設で延床面積200平方メートル以上の建物について、委託業者による劣化診断を実施いたしております。調査の方法としましては、目視や打診棒、計測等による診断を行っており、評価区分をA、B、C、Dの4段階に分けて評価を行っております。なお、今後市として報告書の内容を精査いたしますので、区分については、若干の変更があることを前もってご了承お願いいたします。

57ページをお願いいたします。老朽度の判定結果になります。円グラフを見ていただければお分かりのとおり、劣化が進行し、修繕等が必要である、評価判定C、Dの区分の建物が39.1%となっております。

58ページにつきましては、用途別の老朽化の状況となっております。

59ページをお願いいたします。これまでご説明させていただきました内容から、計画策定に向けて前提となる課題を整理しております。

(1) 今後30年間で人口は2割減少し、かつ生産年齢人口は3割減少するという人口問題でございます。(2) 高齢化の進行、社会保障費の増加に加え、合併算定替えの終了による地方交付税の減少などから、ますます硬直化した財政状況となるということで、財政的な課題を書いております。(3)公共施設等の総量が多く、かつ建築後30年以上経過した施設が多いということ。(4) 市民の利用が少ない施設や、施設内でも稼働率が低いものがあるということでございます。(5) 更新費用のシミュレーションによって、今後30年間の更新・改修費用が普通会計ベースになりますが約2596億円という金額が見込まれ、すべての公共施設の更新・改修が困難であることが課題といたしております。

このような課題を前提としまして、今後どのようにして、市民の皆様に安心して安全な公共施設サービスやライフラインである公共インフラを維持するかについてを、「2. 課題の解決に向けて」の中で、10の基本的な考え方を定めて進めることとしております。

まず(1)の総量の最適化の推進ですが、国が示しております「新しく造る」ことから、 「賢く使う」ことを念頭に、公共施設等の総量について縮減目標を定めて縮減を行います。

今回の総務省の指針におきましては、縮減目標について、できるだけ数値化を行なうこととなっております。したがいまして本市としましても数値化を行なっております。

61ページをお願いいたします。公共施設等の縮減目標といたしましては、今後30年間で公共建築物の総床面積を、現在の約70万平方メートルから、約56.5万平方メートルとして、約19.3%縮減することを目標といたしております。なお、本計画期間が10年間でございますので、約4.5万平方メートルを縮減するという目標としております。目標の設定根拠につきましては、62、63ページにおいて説明いたしておりますが、人口が30年後に20%減るということを前提といたしております。他市の中には、全国平均や類似団体の公共施設の保有状況の平均値を目標として設定しているところも多くございますが、そうなります

と、本市の場合は45%程度縮減するというようなことがございます。ご承知のとおり本市は歴史的な背景から、公営住宅が多いこと、また合併市町村であり、市の面積も広いことから、短期間で全国平均にあわせることは、かなり急激な市民サービスの低下につながることもあり、検討の結果、人口の推移と、そのことによる財政上の影響額を基礎として、今回の縮減率を設定いたしております。

また、この目標達成のための手段として3つ書いておりますが、アンケート結果にもありますように、利用が少ない施設や、老朽化した施設は廃止、もしくは類似施設との統合や複合化を進めるとしております。

次に、今後、新しい機能を持つ公共施設等が必要となった場合については、建設はせず、既 存の公共施設または民間施設等にその機能を持たせて活用することとしております。

また、施設の更新・統廃合により建て替えが必要となった場合につきましては、将来の人口推計や稼働状況を勘案し、原則として延べ床面積を縮減して整備を行いますといたしております。

公共インフラにつきましては、平成40年以降に更新時期を迎える資産が多いため、将来に 負担を残さないように、将来の利用供給人口などを考慮して規模や面積の最適化を図るといた しております。

64ページをお願いいたします。 (2)公共施設の配置については、市民アンケートの中でも、利便性のいいところに集中配置する意見と、分散配置の意見に分かれており、公共施設等の減少に伴って、著しい市民サービスの低下を招かぬように、施設の役割機能に応じて、効果的な配置を推進するとしております。 (3)公共施設等の運営の最適化として、市民の利用率向上を念頭に、先ほど説明いたしました稼働率などの利用実態に即した、開館日数や開館時間の見直し、運営主体につきましても最適化を図り、受益者負担の適正化・平準化の検討について検討するようにいたしております。 (4)公共施設等の長寿命化の推進でございますが、個別に長寿命化計画を策定しているものにつきましては、計画に沿った長寿命化を実施し、計画がないものについては、現状と将来の費用負担を分析しながら、長寿命化を行うといたしております。

65ページをお願いいたします。 (5) 公共施設等は、指定避難所としての機能を有するものもありますので、計画的な耐震化を推進するといたしております。 (6) 劣化状況調査の結果の中にも、比較的に新しい施設であっても、管理が悪いために劣化している施設があるとの報告を受けておりますので、公共施設等の維持管理や長寿命化のために日常点検等が重要であることから、点検マニュアルの整備や施設管理に関する研修の実施など、施設を長く有効的に利用できる仕組みづくりが重要であるといたしております。

66ページをお願いいたします。 (7)維持管理に係る経費や、市民の利便性を考慮し、施設利用等について、今後、近隣自治体と相互利活用の検討をしていくこととしております。

(8) 公共施設に空きスペース等がある場合は、地域コミュニティの促進やNPO法人など民間等の有効利活用を検討することしております。 (9) これまでも検討を行っておりますが、施設の整備にあたっては、管理・運営も含めたPFI・PPPの活用についても引き続き検討することとしております。 (10) 公共施設等の現状を、市民へ広く公表し、情報を共有することで、市民意識の向上を図ることとしております。

67ページをお願いいたします。推進体制でございますが、全庁的な取り組みとなりますことから、公共施設等のマネジメント統括部署を定めることとしております。2. 進行管理は、この方針は第2次行革大綱に基づく方針となっておりますので、行革本部会議が行なうものとしております。3. 具体的な取り組みといたしましては、公共施設等マネジメント統括部署による、横断的な調整、関係機関との情報共有などを行うこと、また、公共施設等の維持管理には、多額の経費を要することから、今後の維持管理にあたっては、計画を立て財政状況を十分

に考慮して行うものといたしております。

以上がこの方針の説明でございますが、今後のスケジュールといたしましては、総務委員会 以外の3委員会についても説明をいたしまして、それぞれご意見を伺いたいと考えております。 また、外部委員会の行革推進委員会の意見、市民意見募集についても11月に行い、これら

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

意見を整理して12月には方針を確定したいと考えております。

○川上委員

11月に市民意見を聴いて、12月に確定したいという説明ですけれども、11月、市民意 見はどのような形で聴くことになるのでしょうか。

○行財政改革推進課長

11月の市報に市民意見募集の記事を載せていきたいというふうに考えております。それと、 もちろんホームページにも載せると。各支所庁舎、もちろん本庁舎含めて、それから地区公民 館、そういったところにこの案を配置して、意見ボックスみたいな形でですね、意見を聴取す るということで考えております。

○川上委員

11月の市報で、文書で意見を出してくださいということを言うんですね。そして締め切りは。

○行財政改革推進課長

11月末ということで考えております。

○川上委員

そして12月に確定すると言われましたけれども、11月末で膨大な市民からの意見が来るとするでしょう、そして12月のいつ確定しようとしているわけですか。

○行財政改革推進課長

いつという特定の日は設けておりませんが、12月をめどにということで、今のところ考えております。

○川上委員

12月に確定するというのは、国の誘導が何かあるんですか。

○行財政改革推進課長

誘導ということはございませんけれども、28年度の予算とかそういうことを考えていくう えにおいてはですね、12月ごろに確定させておいたほうがベターかなということで考えてお ります。

○川上委員

12月というのは、ことしの12月のことでしょう。だれが考えてもね、市民の意見をこの計画の中に反映させることは困難だと思いますけど。11月の末に来るわけでしょう。どれくらい来るかわからないでしょう。そして、それをこれに反映させなければならない。そんなに急がなくてはならんというほうがおかしいと思いますが、年内にできますか。

○行財政改革推進課長

この方針を見ていただきましたらおわかりのように、冒頭の部分につきましては、公共施設をどのくらい持っているのか。市民アンケートでどういう結果だったのか。公共施設の利用状況はどうだったのかというような、いわゆる資料的なものでございます。その資料を受けて、市民のご意見を伺うというのは、先ほど申しました基本的な考え方のあり方、そういったところについて、さきほど目標とかも説明しましたけれども、ボリューム的にはそんなに量はございませんので、できるということで考えております。

○川上委員

非常識です。それで、もう1つはですね、今後の対策について10項目説明が、こういうふうにしたいと基本的な考え方を出されました。こうした中で、住民の意見は紙で出してくださいと、12月には決めますと、そのあと住民と話し合うべきことが幾つも出てくると思うんだけど、それはどのように進めていきますか、この1から10までについて。

○行財政改革推進課長

今後のスケジュールの中で、12月以降のスケジュールという形になろうかと思いますけれども、こういう基本方針ができましたら、そのあと個別の施設計画をつくるという形になります。その前段で、まず、この方針につきましては、住民説明会をやってまいりたいというふうに思っております。それは、飯塚市の置かれている状況を、まず、きちっと住民の方が理解したうえで、今後の公共施設をどうするかという議論をきちっと行うために、そういう説明会をする必要があろうかというふうに思っております。

○川上委員

よく私たちは住民説明会とか言うじゃないですか。大体、間違ってますね。住民の要求を聴く会をしてほしいというのが、地域の方々の願いなんですよ。ですから、こういうのをつくっていることを知らない市民が圧倒的ですよね。自治会長はご存知ですかね。ですから、その名称にこだわるわけじゃないけど、スタンスとしては市のあり方を知ってほしいという市の側の思いもあるでしょうけど、何のためにこれをするかと言ったら住民福祉の増進のためにやるわけだから、住民の皆さんの願いとか要求をしっかり受け止める場を適切につくる必要があると思うんですよ。体育館で1カ所でやったほうがいいのか、もう少し細かくやったほうがいいのかとかね、それからいろんな分野で活動されている団体とかいうのもあるでしょうけど、これが決まってしまうと、住民には説明したと、意見は聴いたということになると、もう止まらないですか、これは。これ自身を決めたけれども、見直すということがありますか。

○行財政改革推進課長

見直すというのは、5年後に見直すということでしておりますので、そういうときには見直すことはございます。

○川上委員

最後にしようと思うんですけど、この最適化という言葉がありますけども、この中に学校の 統廃合による影響というのも入っておろうかと思うんですね。それで、先だってより学校の統 廃合にかかわる跡施設、跡地の活用については、市長も飯塚市は健幸都市だからと、目指して いるわけだから、地域の方々とよく話し合いを進めて活用について考えていく必要があるので はないかというふうに答弁されました。それで、この学校の問題についてはですね、もう新校 舎建設が始まっているわけですから、地域の方々も大変関心を持っておるし、要求も切実にな っていると思うんですね。これについては、お住民の皆さんの要求を聴く、市としてどう考え ていくかということについて、どういう段取りとか流れを考えているのか、お尋ねします。

○行財政改革推進課長

学校の跡地につきましては、別に方針をつくっておりまして、それに基づいて進めていくということにしております。先ほど市長も答弁あったということでございますが、地域の意見を考えながら、その地域の住民の利便性とか、いま飯塚市が抱えている人口問題、そういったものの解決につながるような跡地利活用について、住民の方々とお話をしていくということで、実際には3地区、中学校区で言えば3地区になりますけれども、それについてはそれぞれ1回ずつ説明会をいたしております。そして、それぞれ自治会長とかいらっしゃいますので、地元に下ろしていただいて、また再度協議する場を設けましょうということで、1回は開いておりますが、今後、2回目、3回目という形で協議を進めていくということになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。